

第1章 「宮崎市地震津波対策インフラ構想」

策定の背景と目的等

1-1	構想策定の背景	3
1-2	構想の目的・役割	3
1-3	「宮崎市地震津波対策インフラ構想検討会」	4
1-4	構想を取りまとめる上での基本的な条件等	5

第 1 章 「宮崎市地震津波対策インフラ構想」策定の背景と目的等

1-1 構想策定の背景

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（※以下「東日本大震災」という。）では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生し、東北・関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。

東北・関東地方太平洋沿岸部は、明治 29(1896)年 6 月の明治三陸地震による津波災害、昭和 8(1933)年 3 月の昭和三陸地震による津波災害など、過去に度重なる津波被害を被っており、地域防災計画の策定や防波堤の建設などの各種防災計画の立案とその実践による防災対策が進められてきたが、それでも東日本大震災による地震・津波被害は甚大であった。これについては、想定を上回る規模の範囲が震源域となったこと、特に防潮堤などのインフラによる防災対策が却って住民の危機意識の低下を招いたこと等、様々な要因が指摘されている。

国は東日本大震災を受け、南海トラフ巨大地震の想定地震・津波を見直すため、内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下「内閣府モデル検討会」という。）を立上げ検討に着手し、次いで平成 23 年 12 月には「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「法」という。）を制定し、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に関しては、多種多様なハードとソフト施策の組み合わせによる「多重防御による減災」に重きを置き、地域づくり・まちづくりの視点も踏まえた対策に取り組んでいくこととされた。

その後、平成 24 年 8 月には「内閣府モデル検討会」が南海トラフ巨大地震による被害想定を、更に平成 25 年 2 月には法に基づき、宮崎県が南海トラフ巨大地震と日向灘地震双方を考慮した「津波浸水想定」を公表したが、いずれも全国最大クラスの浸水域になることが想定されるに至った。

※東日本大震災は、東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した巨大津波、及びその後の余震により引き起こされた大規模地震災害の総称である。

1-2 構想の目的・役割

本市では、東日本大震災以降ソフト対策を中心に、様々な地震・津波対策を検討・推進されてきたが、インフラ整備（ハード対策）については、市としての地震・津波対策の指針となるべきものがなく、今後の地震津波対策に係る総合的なインフラ整備の方向性が不明確であった。

このため、「宮崎市地震津波対策インフラ構想検討会」を立ち上げ、宮崎市の地形や都市機能の分布状況、都市活動を支える様々なインフラ及び公共施設等の整備・立地状況等を踏まえ、市域全体を俯瞰する「マクロの視点」から、地震津波対策に資するインフラ整備に関する提言を取りまとめていただき、これを受け、今後のインフラ整備に関する関係機関等との協議・調整、あるいは国・県への要

望・提案のベース（土台）となる基本的な構想（以下、「インフラ構想」又は「構想」という。）を策定したものである。

1-3 「宮崎市地震津波対策インフラ構想検討会」

インフラ構想に対するご提言をいただくため、以下のように「宮崎市地震津波対策インフラ構想検討会」を組織した。

◆表 1 : 委員構成

氏名	役職	専門
岡村 眞	高知大学総合研究センター 特任教授	地震地質学
千田 昇	大分大学 名誉教授	地形学
塚原 健一	九州大学大学院工学研究院 教授	防災計画学
◎出口 近士	宮崎大学工学部 教授	地域・都市計画学
村上 啓介	宮崎大学工学部 准教授	水工学

（◎委員長、五十音順）

《検討会開催の経緯》

- 第1回検討会 平成 25 年 3 月 27 日
- 第2回検討会 平成 25 年 6 月 3 日
- 第3回検討会 平成 25 年 7 月 18 日（最終）



◆写真 1 : 検討会の開催状況

1-4 構想を取りまとめる上での基本的な条件等

今回の構想は、以下のような基本的な条件のもと検討を行うこととした。

1 検討の対象とする地震・津波の規模

(1) L1 津波⇒東日本大震災発生以前に、宮崎市の対策の対象とされてきた地震・津波とする。

津波高は、東日本大震災以前の中央防災会議及び県想定の波源モデルを基に、現在の宮崎市津波ハザードマップで示されている津波高とし、最大約 5m とする。マグニチュードは「宮崎県地震被害想定調査報告書 (H9. 3)」及び「宮崎市防災アセスメント調査報告書 (H15. 3)」に基づき日向灘南部を震源とする 7.5 とする。

〔※正式な L1 津波高が示されていないため、今後、新たな L1 津波高が公表された場合には、その津波で再検証を行う。〕

(2) L2 津波⇒宮崎県が設定した地震・津波 (H25. 2. 13 公表) とする。

2 対策の考え方

(1) L1 津波⇒人命の保護に加え・財産の保護、地域経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保

(2) L2 津波⇒住民等の生命を守る事を最優先として、住民等の避難を軸に、避難のし易さの確保や、被災後の迅速な被災地支援、復旧・復興等までも含めた、ハード・ソフト両面の施策を柔軟に組み合わせた「多重防御」

注：中央防災会議に設置された「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告によれば、今後の津波対策は、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波（以下、「L2 津波」又は単に「L2」という。）」と「発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（以下、「L1 津波」又は単に「L1」という。）」に区分して対策を検討することとされた。